

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2004.7.12(月)
No.63

七月八日、休業中の研修と週休日の振替並びに超過勤務の調整に関する「前四週後一六週」の扱いについて、市教委教職員課との折衝を行いました。その中で、研修の行使や勤務時間の調整について以下のことを確認しました。市教委は、具体的な事柄について「校長会で話す」と回答しました。校長の誠意のない対応に対しては、各職場での取り組みも重要になっていきます。折衝には市教委から望月教職員課長と川瀬副参事が、市教組から前島委員長、山本仁副委員長、埼教組から榎谷中央執行委員が参加しました。

休業中の研修の取り扱いについて

研修はおおいに奨励する
承認願と報告書以上のものは求めている
民間教育研究団体の大会も研修の対象になる

休業中の研修を大いに奨励する

【組合】昨年の交渉で、市教委は「長期休業中の研修を大いに奨励する」と回答したが、職場を離れて(自宅を含む)の研修を当然含むものであることを再度確認したい。
【市教委】研修を大いに奨励する。(組合は)研修は権利ととらえているが、義務でもある。年度当初から各自がテーマを決め、それに基づいて研修することも有意義だが、その他の場合もある。

【組合】四月以降、クラスの児童・生徒の実態から、研修の内容が決まる、ということでは当然のこととしてある。それらを含めて、校長に示し、校長が認めれば研修として扱うということだと考える。
【市教委】そういうことだ。承認するのは校長である。

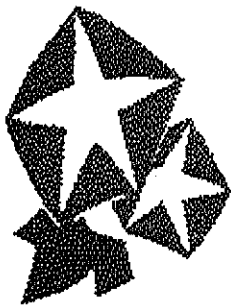
規定の願と報告書以上のものは求めている

【組合】校長によっては、計画書の提出や大量の報告書の提出を求めるが、研修の取得

に支障が生じている。
【市教委】承認願と報告書の提出が必要であり、それ以上のことを求めている。市の規定の中には、計画書は出していない。

民間教育研究団体の研究会も研修となる

【組合】民間教育研究団体の研究会への参加も、内容を校長に示し、校長が認めれば研修扱いになると思うが。
【市教委】民間教育研究団体への参加も研修となる。あくまでも校長の承認である。



カンパへの御礼
蒸し暑い日が続いています。学期末の仕事でみなさん、額に汗で取り組んでいらつしやることと思います。
組合への夏季カンパ、本当にありがとうございました。
組合は引き続き、職場の要求を実現すべく取り組んでいきます。

カンパのお願い
原水禁世界大会に市教組青年部から代表が参加します。
大会参加者への派遣カンパに協力してください。

超過勤務時間の調整 「職員会議と研修だけ」は誤り (市教委)

【組合】県教委から市教委に「週休日の振替と勤務時間の調整」について振替や調整の前四週後一六週という内容の文書を出したが、校長によって、解釈が違っている。校長会ではどのように説明したのか。

【市教委】校長会では基本的な説明をした。校長からは具体的な質問はなかった。

【組合】校長によっては、対象となるのは職員会議と研修だけだとしている。これは問題だ。校務や分掌に関する仕事も対象となるはずである。

【市教委】前四週後一六週も原則は、きちんと休みを取ることだ。職員会議と研修だけというのは正確ではない。県教委の通知にあることは市にも当てはまる(通知では、職員会議、校務分掌に基づく会議、生徒指導用務、旅行命令による業務等、学校運営上必要な用務が認められている)。義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例(給特条例)7条(教育職員の時間外勤務は原則なし。臨時または緊急で四項目に限る)がある。時間外勤務命令を乱発してはならない。一六週後まで働かせ続けていいということではない。

【組合】登校指導や部会、学年会は当然だが、課外活動(水泳大会の指導、金管の練習)も振替の対象と考えるがどうか。

【市教委】中学校の部活動の扱いもあり、市教委としてはそうだとはいえない。何が対象となるかは市教委が言うことではない。何がとれ何がとれないかは学校で校長と相談して欲しい。

部会・学年会等も振替の対象。各自の記録をもとに校長に申請しよう。